

賃金引き上げで設備投資が助成される！

令和5年度 業務改善助成金・労働契約解説セミナー

今年の最低賃金
引き上げに
まだ間に合う！

業務改善助成金とは、事業場内で最も低い賃金（福岡県の場合：時給900円～930円）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。業務改善助成金の活用方法や近年トラブルが増えている労働契約に関するルール等を詳しく解説致します！

〈設備投資対象経費の例〉

- ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ・ 店舗改装による配膳時間の短縮
- ・ オープンレンジ導入による生産量の増加と調理工程の簡素化

最大600万円！

日時 令和5年8月23日（水）

昼の部：15：00～16：30

夜の部：18：00～19：30

※昼の部と夜の部とも同じ内容です

場所 糸島市商工会 2F 大会議室

費用 無料 **定員** 各回50名（先着順）

講師 特定社会保険労務士

山口 新一 氏

内容 ・業務改善助成金について

・労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎等について



学生アルバイト、
パート従業員の
時給引き上げも
対象になります。



<https://forms.gle/Xqrs4h xv1sh6YBSi8>

【下記申込書に必要事項を記入のうえ、メールまたはFAX、もしくは上記QRコードにてお申し込みください。】

セミナー受講申込書

事業所名		
氏名（一社2名まで）	①	②
電話番号		
メールアドレス		
説明会	昼の部 15：00～16：30 夜の部 18：00～19：30 ※ご希望の部に○をつけてください	

お問い合わせ：糸島市商工会

〒819-1118 糸島市前原北1-1-1

TEL:092-322-3535

FAX:092-322-1113

MAIL:itoshima@shokokai.ne.jp